

札幌生第 1386 号
令和 7 年(2025 年) 3 月 21 日

特定建築物所有者等 様

札幌市保健所長 山口 亮

令和 6 年度分特定建築物維持管理報告書の提出について（依頼）

平素より本市の建築物衛生行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称、「建築物衛生法」「ビル管法」）に基づく特定建築物の維持管理状況について、毎年「維持管理報告書」をご提出いただいております。令和 6 年度分につきましても、下記の書類を添え、令和 7 年(2025 年) 5 月 31 日（土）までに提出をお願いいたします。

なお、窓口混雑緩和のため、オンラインまたは郵送による提出に御協力をお願いいたします。

記

1 提出書類（添付漏れにご注意ください）

特定建築物維持管理報告書（令和 6 年度分）

確認	添付書類（写し）	主な対象施設
<input type="checkbox"/>	残留塩素（又は温度）・外観等検査記録	受水槽設置施設・地下水等使用施設・中央式給湯設備設置施設
<input type="checkbox"/>	飲料水・給湯水の水質検査結果書（前期・後期及び消毒 12 項目）	
<input type="checkbox"/>	防錆剤の水質検査結果書	防錆剤を使用している施設
<input type="checkbox"/>	有機化学物質（7 項目）の水質検査結果書	地下水等を飲用する施設（専用水道を除く）
<input type="checkbox"/>	雑用水の水質検査結果書（大腸菌・濁度、残留塩素等）	飲用と別系統の水を雑用水に使用している施設（市水、専用水道水等を除く）
<input type="checkbox"/>	冷却水・加湿水の水質検査結果書	飲用と別系統の水を冷却塔の冷却水又は空調加湿用水に使用する施設
<input type="checkbox"/>	空気環境測定結果書	空気調和設備・機械換気設備を設置する施設

2 報告対象期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（令和 6 年度に使用開始した特定建築物は、使用開始日以降についてご報告ください。）

3 報告書提出期限

令和 7 年(2025 年) 5 月 31 日（土）

（裏面に続く）

4 報告書の様式及び記載方法

札幌市ホームページ「特定建築物維持管理報告書」に掲載しております。様式をダウンロードしていただき、記載要領を参考に報告書を作成してください。なお、ダウンロードできない方には、郵送またはFAXにて送付しますので、お電話にてご連絡ください。

なお、昨年度に引き続き、オンラインでも提出が可能です。提出方法等は別添のリーフレット及び札幌市ホームページをご確認ください。

◆札幌市ホームページ「特定建築物維持管理報告書」

URL : https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/buil_hokoku.html

札幌市保健所 特定建築物維持管理報告書

検索



5 報告書作成における注意事項

- (1) 特定建築物の名称、所有者、維持管理権原者、建築物環境衛生管理技術者等に変更があった場合は、特定建築物変更届書により別途届出が必要となりますので、報告書作成の際にご確認をお願いします。
- (2) 令和4年4月より空気環境（一酸化炭素、温度）の基準が変更となっています。適・不適の評価を変更後の値にて行っていることを改めてご確認をお願いします。

6 お知らせ

(1) 札幌市保健所（WEST19）地下駐車場の利用について

札幌市保健所（WEST19）地下駐車場をご利用いただけます。ご利用の際は、駐車券を窓口までお持ちください。

(2) 特定建築物に係る届出等の変更点

建築物衛生管理技術者の届出及び変更の際に必要としていた、建築物衛生管理技術者免状の原本確認及び履歴書の提出が不要となりました。それに伴い、届出様式に一部変更が生じています。届出時は最新の様式であることをご確認の上、ご提出ください。

【報告書提出先・問い合わせ先】

札幌市保健所生活環境課ビル衛生係

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19ビル3階

TEL : 011-622-5165 FAX : 011-622-7311